

認 定 書

国住参建第 4202 号
令和 5 年 2 月 28 日

ケイミュー株式会社
代表取締役社長 木村 均 様
吉野石膏株式会社
代表取締役 須藤 永作 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第八号並びに同法施行令第 108 条第一号及び第二号（外壁（耐力壁）：各 30 分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
PC030BE-4096
2. 認定をした構造方法等の名称
人造鉱物繊維断熱材充てん／パルプ繊維混入セメントけい酸カルシウム押出成形板・ボード用原紙張ガラス繊維混入せっこう板表張／木製軸組造外壁
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

(別 添)

1. 構造名

人造鉱物繊維断熱材充てん／パルプ繊維混入セメントけい酸カルシウム押出成形板・ボード用原紙張ガラス繊維混入せっこう板表張／木製軸組造外壁

2. 寸法および形状等

(寸法単位：mm)

項目	仕様
壁高	構造計算等により構造安全性が確かめられた寸法とする
壁厚	135.5以上

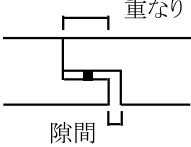
3. 材料構成

1) 主構成材料

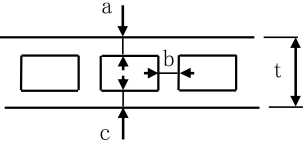
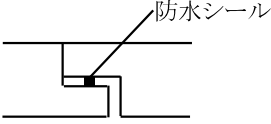
(寸法単位：mm)

項目	仕様
1 荷重支持部材	<p>柱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 (1)～(4)のうち、いずれか一仕様とする <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成12年建設省告示第1452号に規定する構造用製材(JAS及びJAS材の加工品を含む) (2) 平成13年国土交通省告示第1024号に規定する構造用集成材(JAS及びJAS材の加工品を含む) (3) 平成13年国土交通省告示1024号に規定する構造用単板積層材(JAS及びJAS材の加工品を含む) (4) 平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 ・寸法 105×105の断面寸法以上 ・密度 $0.38_{\pm 0.08}g/cm^3$以上
2 中間柱	<ul style="list-style-type: none"> ・材質 (1)～(5)のうち、いずれか一仕様とする <ol style="list-style-type: none"> (1) 構造用製材、造作用製材又は下地用製材(JAS及びJAS材の加工品を含む) (2) 構造用集成材又は造作用集成材(JAS及びJAS材の加工品を含む) (3) 構造用単板積層材又は造作用単板積層材(JAS及びJAS材の加工品を含む) (4) 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材(JAS及びJAS材の加工品を含む) (5) 平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 ・寸法 45×105の断面寸法以上 ・間隔 中間柱と間柱の間隔$500_{\pm 50}$以下(一般部における寸法を示す) 中間柱と柱の間隔、又は間柱を介する場合の中間柱相互の間隔$1000_{\pm 100}$以下(一般部における寸法を示す)
3 間柱	<ul style="list-style-type: none"> ・材質 (1)～(5)のうち、いずれか一仕様とする <ol style="list-style-type: none"> (1) 構造用製材、造作用製材又は下地用製材(JAS及びJAS材の加工品を含む) (2) 構造用集成材又は造作用集成材(JAS及びJAS材の加工品を含む) (3) 構造用単板積層材又は造作用単板積層材(JAS及びJAS材の加工品を含む) (4) 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材(JAS及びJAS材の加工品を含む) (5) 平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 ・寸法 27×105の断面寸法以上 ・間隔 間柱と柱または中間柱の間隔$500_{\pm 50}$以下(一般部における寸法を示す)

(寸法単位：mm)

項目	仕様								
4 外装材	<p>[1]基材 パルプ繊維混入セメントけい酸カルシウム押出成形板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS A 5422 ・組成(質量%) <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">けい酸カルシウム化合物</td> <td style="padding-left: 20px;">71～96</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">有機質系繊維 (パルプ等)</td> <td style="padding-left: 20px;">3～6</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">有機質系混和材 (セルローズ粉等)</td> <td style="padding-left: 20px;">1～3</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">無機質系混和材 (マカ・パーライト等)</td> <td style="padding-left: 20px;">0～20</td> </tr> </table> <p>※但し、有機質系繊維と有機質系混和材の合計は8以下とする</p> <p>[2]塗装</p> <p>[2]-1 表面塗装</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 (1)～(6)のうち、いずれか一仕様とする <ol style="list-style-type: none"> (1)なし (2)アクリル系樹脂 (3)アクリルウレタン系樹脂 (4)アクリルシリコン系樹脂 (5)無機質系 (シラン系) (6)上記(2)～(5)の組合せ ・塗布量 $100 \pm 10 \text{g/m}^2$ (有機質量) 以下 <p>[2]-2 裏面塗装</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする <ol style="list-style-type: none"> (1)なし (2)アクリル系樹脂 ・塗布量 $30 \pm 3 \text{g/m}^2$ (有機質量) 以下 <p>[3]比重 1.1 ± 0.2 (絶乾)</p> <p>[4]形状</p> <p>[4]-1 外形寸法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚さ $16 \pm 1.3 \sim 25 \pm 2$ ・幅 (働き幅) $455 \pm 1 \sim 600 \pm 1$ ・長さ 3030 ± 1 以下 ・端部重なり $11 \pm 1 \sim 15 \pm 1.5$ ・外装材接合部の隙間 3 ± 0.3 以下 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div>	けい酸カルシウム化合物	71～96	有機質系繊維 (パルプ等)	3～6	有機質系混和材 (セルローズ粉等)	1～3	無機質系混和材 (マカ・パーライト等)	0～20
けい酸カルシウム化合物	71～96								
有機質系繊維 (パルプ等)	3～6								
有機質系混和材 (セルローズ粉等)	1～3								
無機質系混和材 (マカ・パーライト等)	0～20								

(寸法単位：mm)

項目	仕様
4 外装材 (つづき)	<p>[4]-2 断面形状</p> <ul style="list-style-type: none"> 形状 中空品または中実品 最小厚さ $11_{\pm 1}$ 以上 容積欠損率 $12_{\pm 1.2}\%$以下 (但し、合いじゃくり部及び中空部を除いた外装材裏面から 16 以下の欠損容積の割合) 中空率 $3_{\pm 0.3} \sim 16_{\pm 1.6}\%$ (中空品の場合) (但し、板厚 16 を超える場合は厚さを増した分だけ中空部の高さを増すことができ、16%を超えて中空率を上げることができる)  <p>※中空の形状 (中空品の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中空部(表面肉厚 a) $3_{\pm 0.3}$ 以上 中空部(肉厚 b) $3.5_{\pm 0.35}$ 以上 中空部(表面肉厚 c) $4_{\pm 0.4}$ 以上 <p>[4]-3 表面形状</p> <p>(1)～(4)のうち、いずれか一仕様とする</p> <ol style="list-style-type: none"> 平滑 溝模様 エンボス 上記(1)～(3)の組合せ <p>[5]防水シール</p>  <ul style="list-style-type: none"> 材質 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする <ol style="list-style-type: none"> なし エラストマー系樹脂 使用量 $1_{\pm 0.1} \text{g/m}$以上 <p>[6]縦目地の仕様</p> <p>(1)～(5)のうち、いずれか一仕様とする</p> <ol style="list-style-type: none"> 目透かし目地(目地幅$11_{\pm 1}$以下) 金属製ジョイナー目地 本実目地 合いじゃくり目地 突付け目地 <p>[7]張方 横張</p> <p>[8]留方 金具留め</p>

(寸法単位：mm)

項目	仕様
5 外装下張材	<p>(1)～(4)のうち、いずれか一仕様とする。</p> <p>(1) ボード用原紙張ガラス繊維混入せっこう板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格 難燃材料認定番号 RM-0059 ・形状 平板 ・厚さ 9.5 ± 0.95 ・端部形状 1)～3)のうち、いずれか一仕様とする <ul style="list-style-type: none"> 1) スクエア 2) テーパー 3) ベベル ・密度 $0.73 \pm 0.07 \text{g/cm}^3$以上 <p>(2) ボード用原紙張ガラス繊維混入せっこう板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格 準不燃材料認定番号 QM-0954-1 ・形状 平板 ・厚さ 9.5 ± 0.95 ・端部形状 1)～3)のうち、いずれか一仕様とする <ul style="list-style-type: none"> 1) スクエア 2) テーパー 3) ベベル ・密度 $0.8 \pm 0.08 \text{g/cm}^3$以上 <p>(3) ボード用原紙張ガラス繊維混入せっこう板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格 準不燃材料認定番号 QM-0955-1 ・形状 平板 ・厚さ $9.5 \pm 0.95 \sim 12.5 \pm 1.25$ ・端部形状 1)～3)のうち、いずれか一仕様とする <ul style="list-style-type: none"> 1) スクエア 2) テーパー 3) ベベル ・密度 $0.8 \pm 0.08 \text{g/cm}^3$以上 <p>(4) 両面ボード用原紙張せっこう板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格 不燃材料認定番号 NM-4127 ・形状 平板 ・厚さ $9.5 \pm 0.95 \sim 12.5 \pm 1.25$ ・端部形状 1)～3)のうち、いずれか一仕様とする <ul style="list-style-type: none"> 1) スクエア 2) テーパー 3) ベベル ・密度 $1.0 \pm 0.1 \text{g/cm}^3$以上 <p>・横目地：(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>(1) なし</p> <p>(2) あり1本(1列)</p> <p>横目地数は、壁高さ(土台と横架材等の間の寸法)が3,000以下の場合における本数(列数)を示す。</p>

(寸法単位：mm)

項 目	仕 様
6 断熱材	人造鉱物繊維断熱材 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1) グラスウール <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS A 6301、JIS A 9504またはJIS A 9521 ・厚さ 85\pm9以上 ・密度 10\pm2kg/m³以上 (2) ロックウール <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS A 6301、JIS A 9504またはJIS A 9521 ・厚さ 85\pm9以上 ・密度 20\pm2kg/m³以上
7 胴縁	(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1) なし (2) あり <ul style="list-style-type: none"> ・材質 1)～9)のうち、いずれか一仕様とする <ol style="list-style-type: none"> 1) 製材(無等級材又はJAS(加工品を含む)) 2) 集成材(無等級材又はJAS(加工品を含む)) 3) 構造用合板(JAS(加工品を含む)) 4) 化粧ばり構造用合板(JAS(加工品を含む)) 5) 普通合板(JAS(加工品を含む)) 6) 構造用パネル(JAS(加工品を含む)) 7) 単板積層材(JAS(加工品を含む)) 8) パーティクルボード(JIS A 5908) 9) MDF(JIS A 5905) ・断面寸法 <ul style="list-style-type: none"> 一般部 12\pm1.2\times40\pm4の断面寸法以上 外装材目地部 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする <ol style="list-style-type: none"> 1) 12\pm1.2\times40\pm4の断面寸法以上の2列 2) 12\pm1.2\times80\pm8の断面寸法以上 ・間隔 500\pm50以下
8 受材	(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1) なし (2) あり <ul style="list-style-type: none"> ・材質 1)～5)のうち、いずれか一仕様とする <ol style="list-style-type: none"> 1) 構造用製材、造作用製材又は下地用製材(JAS及びJAS材の加工品を含む) 2) 構造用集成材又は造作用集成材(JAS及びJAS材の加工品を含む) 3) 構造用単板積層材又は造作用単板積層材(JAS及びJAS材の加工品を含む) 4) 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材(JAS及びJAS材の加工品を含む) 5) 平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 ・寸法 27\pm2.7\times27\pm2.7の断面寸法以上

2)副構成材料

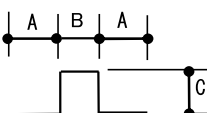
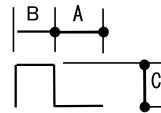
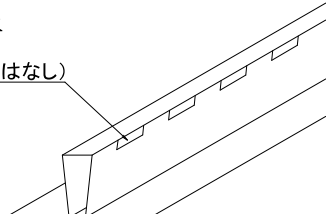
(寸法単位 : mm)

項 目	仕 様
①補強用下地材	<p>(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>(1)なし</p> <p>(2)あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 1)~5)のうち、いずれか一仕様とする <ol style="list-style-type: none"> 1)構造用製材、造作用製材又は下地用製材(JAS及びJAS材の加工品を含む) 2)構造用集成材又は造作用集成材(JAS及びJAS材の加工品を含む) 3)構造用単板積層材又は造作用単板積層材(JAS及びJAS材の加工品を含む) 4)枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材(JAS及びJAS材の加工品を含む) 5)平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 ・寸法 $27_{\pm 2.7} \times 27_{\pm 2.7}$の断面寸法以上
②補強用胴縁	<p>(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>(1)なし</p> <p>(2)あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 1)~9)のうち、いずれか一仕様とする <ol style="list-style-type: none"> 1)製材(無等級材又はJAS(加工品を含む)) 2)集成材(無等級材又はJAS(加工品を含む)) 3)構造用合板(JAS(加工品を含む)) 4)化粧ばり構造用合板(JAS(加工品を含む)) 5)普通合板(JAS(加工品を含む)) 6)構造用パネル(JAS(加工品を含む)) 7)単板積層材(JAS(加工品を含む)) 8)パーティクルボード(JIS A 5908) 9)MDF(JIS A 5905) ・断面寸法 $5_{\pm 0.5} \times 40_{\pm 4}$の断面寸法以上 ・間隔 $500_{\pm 50}$以下
③留め金具	<ul style="list-style-type: none"> ・材質 (1)~(6)のうち、いずれか一仕様とする <ol style="list-style-type: none"> (1)冷間圧延ステンレス鋼板(JIS G 4305) (2)熱間圧延ステンレス鋼板(JIS G 4304) (3)溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3302) (4)溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板(JIS G 3317) (5)溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3321) (6)溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板(JIS G 3323) ・寸法 幅(W) $44_{\pm 4}$以上、高さ(H) $50_{\pm 5}$以上 ・ツメの掛かり代合計面積 $183_{\pm 18} \text{mm}^2$以上(壁面見附面積: $\Sigma A_n + \Sigma B_n$) ・厚さ(T1) $0.8_{\pm 0.08}$以上 ・ふかし厚さ(T2) $5_{\pm 0.5}$以上 ・形状 別添-17 留め金具詳細図参照

(寸法単位：mm)

項 目	仕 様
④防水紙	<p>(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>(1)なし</p> <p>(2)あり</p> <p>1)～3)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>1)透湿防水シート(JIS A 6111)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚さ 0.5\pm0.05以下 <p>2)上記1)以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 i)～iv)のうち、いずれか一仕様とする <ul style="list-style-type: none"> i)ポリエチレン系樹脂 ii)ポリプロピレン系樹脂 iii)ポリエステル系樹脂 iv)上記i)～iii)の組合せ ・厚さ 0.5\pm0.05以下 <p>3)上記1)、2)にアルミ表面処理を施したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚さ 0.5\pm0.05以下
⑤外装目地材	<ul style="list-style-type: none"> ・種類 (1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする <p>(1)シーリング材とバックアップ材の併用</p> <p>1)シーリング材</p> <p>i)、ii)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>i)建築用シーリング材(JIS A 5758)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ 5\pm0.5以上 <p>ii)上記i)以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 i)～viii)のうち、いずれか一仕様とする <ul style="list-style-type: none"> i)ポリウレタン系 ii)シリコーン系 iii)ポリイソブチレン系 iv)変性シリコーン系 v)ポリサルファイド系 vi)アクリルウレタン系 vii)アクリル系 viii)シリル化アクリレート系 ・高さ 5\pm0.5以上 <p>2)バックアップ材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 i)～xii)のうち、いずれか一仕様とする。 <ul style="list-style-type: none"> i)ポリエチレン系 ii)ポリスチレン系 iii)ポリプロピレン系 iv)ポリエチレン酢酸ビニル系 v)ポリ塩化ビニル系 vi)ポリエチレンテレフタレート系 vii)ポリウレタン系 viii)ポリオレフィン系 ix)シリコーン系 x)アクリル系 xi)フェノール系 xii)合成ゴム系 ・厚さ 3\pm0.3以上

(寸法単位 : mm)

項目	仕様
⑤外装目地材 (つづき)	<p>(2)シーリング材とハット型ジョイナーの併用</p> <p>1)シーリング材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 ⑤ (1) 1)と同様 ・高さ $5_{\pm 0.5}$以上 <p>2)ハット型ジョイナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 i)～x iv)のうち、いずれか一仕様とする <ul style="list-style-type: none"> i) 溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3302) ii) 塗装溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3312) iii) 電気亜鉛めっき鋼板(JIS G 3313) iv) 溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板(JIS G 3317) v) 塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板(JIS G 3318) vi) 溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3321) vii) 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3322) viii) 溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板(JIS G 3323) ix) 熱間圧延ステンレス鋼板(JIS G 4304) x) 冷間圧延ステンレス鋼板(JIS G 4305) xi) ポリ塩化ビニル被覆金属板(JIS K 6744) xii) 上記以外の鋼板 x iii) 上記以外のステンレス鋼板 x iv) アルミニウム板 ・厚さ $0.2_{\pm 0.02}$以上 ・形状 i)、ii)のうち、いずれか一仕様とする <ul style="list-style-type: none"> i)  ii)  <p>A : $3_{\pm 1}$以上、B : $11_{\pm 1}$以下、C : $3_{\pm 1}$以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・側面孔 i)、ii)のうち、いずれか一仕様とする <ul style="list-style-type: none"> i) なし ii) あり <ul style="list-style-type: none"> ・孔形状 $3_{\pm 0.3} \times 10_{\pm 1}$以下 ・間隔 $20_{\pm 2}$以上 ・形状  <p>(3)金属製ジョイナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 ⑤ (2) 2)と同様 ・厚さ $0.2_{\pm 0.02}$以上 ・形状 H形等

(寸法単位：mm)

項 目	仕 様
⑥外装下張材目地 処理材	(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)なし (2)あり ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)せっこう系 2)炭酸カルシウム系 ・塗布量 10 \pm 1g/m以上
⑦スペーサー	(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)なし (2)あり ・材質 1)～8)のうち、いずれか一仕様とする 1)ポリプロピレン系 2)ポリエチレン系 3)ポリエステル系 4)合成ゴム系 5)木製 6)繊維強化セメント板 7)繊維板 8)せっこう板 ・重量 9.5 \pm 0.95g/個以下 ・使用量 56 \pm 5.6g/m ² 以下
⑧継目処理材	(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)なし (2)あり ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)アクリル系テープ 2)ブチル系テープ
⑨防湿気密フィルム	(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)なし (2)あり 1)～5)のうち、いずれか一仕様とする 1)住宅用プラスチック系防湿フィルム(JIS A 6930) 2)包装用ポリエチレンフィルム(JIS Z 1702) 3)農業用ポリエチレンフィルム(JIS K 6781) 4)上記1)～3)以外 ・材質 i)～iv)のうち、いずれか一仕様とする i)ポリエチレン樹脂系 ii)ポリエステル樹脂系 iii)ポリプロピレン樹脂系 iv)ポリアミド樹脂系 5)上記1)～4)にポリマーコーティングを施したもの

(寸法単位 : mm)

項 目	仕 様
⑩留付け材	<p>[1]留め金具固定用</p> <p>(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>(1)くぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)ステンレス 2)鉄 ・寸法 $\phi 1.7_{\pm 0.17}$以上×長さ$25_{\pm 2.5}$以上 ・留付本数 外装材留め金具1個につき1本以上 <p>(2)ねじ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)ステンレス 2)鉄 ・寸法 $\phi 1.7_{\pm 0.17}$以上×長さ$25_{\pm 2.5}$以上 ・留付本数 外装材留め金具1個につき1本以上 <p>[2]外装材固定用</p> <p>(1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>(1)なし</p> <p>(2)くぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)ステンレス 2)鉄 ・寸法 $\phi 1.8_{\pm 0.18}$以上×長さ$32_{\pm 3.2}$以上 ・間隔 $3000_{\pm 300}$以下(外装材1枚につき1本以上) <p>(3)ねじ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)ステンレス 2)鉄 ・寸法 $\phi 1.8_{\pm 0.18}$以上×長さ$32_{\pm 3.2}$以上 ・間隔 $3000_{\pm 300}$以下(外装材1枚につき1本以上) <p>[3]外装下張材固定用</p> <p>(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>(1)くぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)ステンレス 2)鉄 ・寸法 $\phi 1.7_{\pm 0.17}$以上×長さ$25_{\pm 2.5}$以上 ・間隔 水平方向$200_{\pm 20}$以下、鉛直方向$200_{\pm 20}$以下 <p>(2)ねじ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)ステンレス 2)鉄 ・寸法 $\phi 1.7_{\pm 0.17}$以上×長さ$25_{\pm 2.5}$以上 ・間隔 水平方向$200_{\pm 20}$以下、鉛直方向$200_{\pm 20}$以下

(寸法単位：mm)

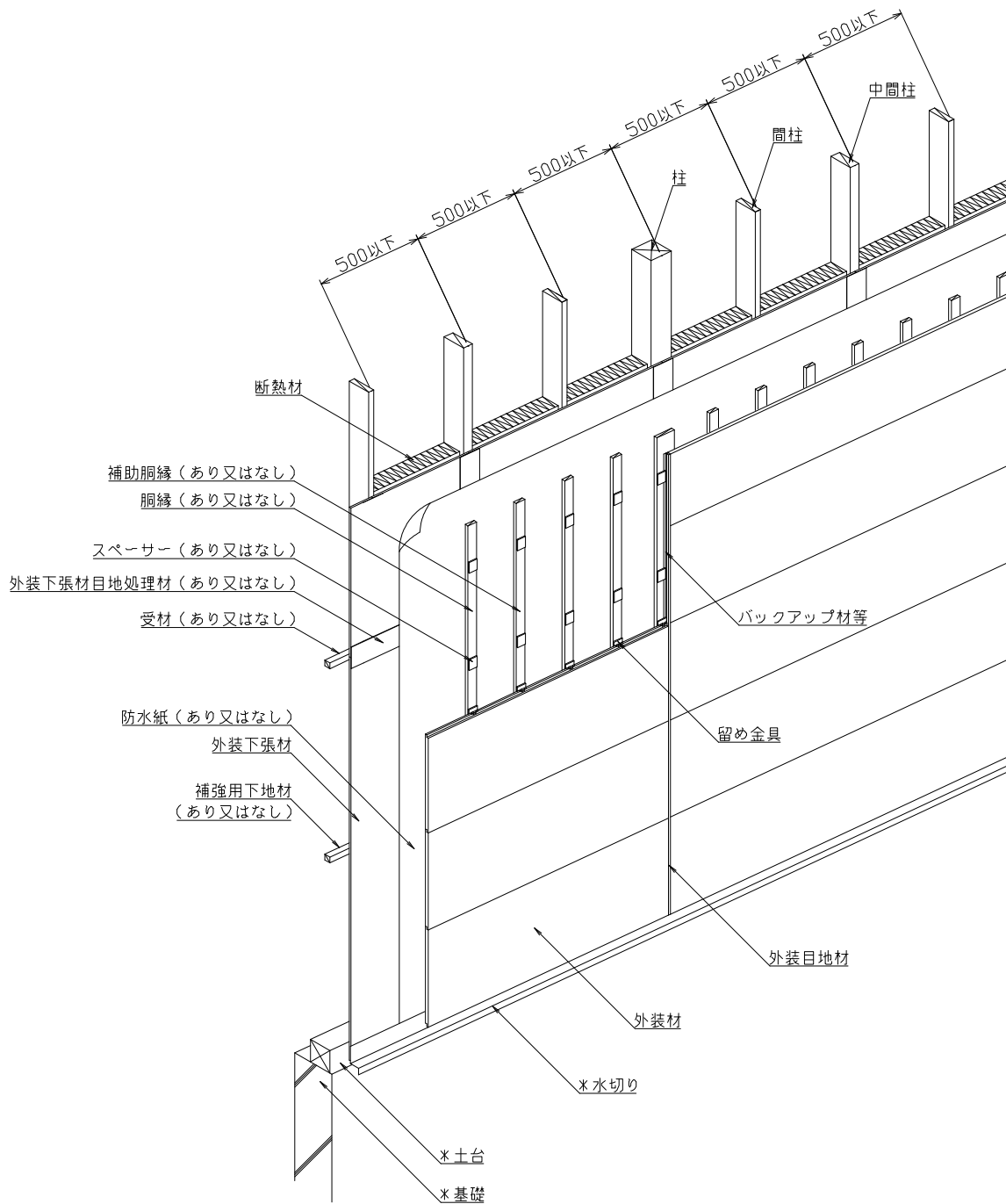
項目	仕様
⑩留付け材 (つづき)	<p>[4]胴縁固定用</p> <p>(1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>(1)なし(胴縁を用いない場合)</p> <p>(2)くぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)ステンレス 2)鉄 ・寸法 $\phi 1.8_{\pm 0.18}$以上×長さ$32_{\pm 3.2}$以上 ・間隔 $500_{\pm 50}$以下 <p>(3)ねじ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)ステンレス 2)鉄 ・寸法 $\phi 1.8_{\pm 0.18}$以上×長さ$32_{\pm 3.2}$以上 ・間隔 $500_{\pm 50}$以下 <p>[5]断熱材固定用</p> <p>(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>(1)なし(断熱材に外被材がない場合)</p> <p>(2)ステーブル(断熱材に外被材がある場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寸法 幅$10_{\pm 1}$以上×長さ$6_{\pm 0.6}$以上 ・間隔 $300_{\pm 30}$以下 <p>[6]受材固定用</p> <p>(1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>(1)なし(受材を用いない場合)</p> <p>(2)くぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)ステンレス 2)鉄 ・寸法 $\phi 1.8_{\pm 0.18}$以上×長さ$32_{\pm 3.2}$以上 ・間隔 片側1本以上 <p>(3)ねじ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)ステンレス 2)鉄 ・寸法 $\phi 1.8_{\pm 0.18}$以上×長さ$32_{\pm 3.2}$以上 ・間隔 片側1本以上 <p>[7]補強用下地材固定用</p> <p>(1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>(1)なし(補強用下地材を用いない場合)</p> <p>(2)くぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)ステンレス 2)鉄 ・寸法 $\phi 1.8_{\pm 0.18}$以上×長さ$32_{\pm 3.2}$以上 ・間隔 片側1本以上

(寸法単位：mm)

項目	仕様
⑩留付け材(つづき)	<p>(3)ねじ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)ステンレス 2)鉄 ・寸法 $\phi 1.8_{\pm 0.18}$以上×長さ$32_{\pm 3.2}$以上 ・間隔 片側1本以上 <p>[8]補強用胴縁固定用</p> <p>(1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする</p> <p>(1)なし(補強用胴縁を用いない場合)</p> <p>(2)くぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)ステンレス 2)鉄 ・寸法 $\phi 1.7_{\pm 0.17}$以上×長さ$25_{\pm 2.5}$以上 ・間隔 $3000_{\pm 300}$以下 <p>(3)ねじ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)ステンレス 2)鉄 ・寸法 $\phi 1.7_{\pm 0.17}$以上×長さ$25_{\pm 2.5}$以上 ・間隔 $3000_{\pm 300}$以下 <p>[9]防水紙固定用</p> <p>(1)～(4)のうち、いずれか一仕様とする。</p> <p>(1)なし(防水紙を用いない場合)</p> <p>(2)テープ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)ブチル系 2)アクリル系 ・厚さ $0.5_{\pm 0.05}$以下 ・幅 $50_{\pm 5}$以下 ・間隔 $455_{\pm 45}$以上 <p>(3)スプレーのり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塗布量 $30_{\pm 3g/m}$以下 ・塗布間隔 $455_{\pm 45}$以上 <p>(4)ステープル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寸法 幅$10_{\pm 1}$以上×長さ$6_{\pm 0.6}$以上 <p>[10]防湿気密フィルム固定用</p> <p>(1)～(4)のうち、いずれか一仕様とする。</p> <p>(1)なし(防湿気密フィルムを用いない場合)</p> <p>(2)テープ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1)ブチル系 2)アクリル系 ・厚さ $0.5_{\pm 0.05}$以下 ・幅 $50_{\pm 5}$以下 ・間隔 $455_{\pm 45}$以上 <p>(3)スプレーのり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塗布量 $30_{\pm 3g/m}$以下 ・塗布間隔 $455_{\pm 45}$以上 <p>(4)ステープル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寸法 幅$10_{\pm 1}$以上×長さ$6_{\pm 0.6}$以上

4. 構造説明図

(寸法単位:mm)

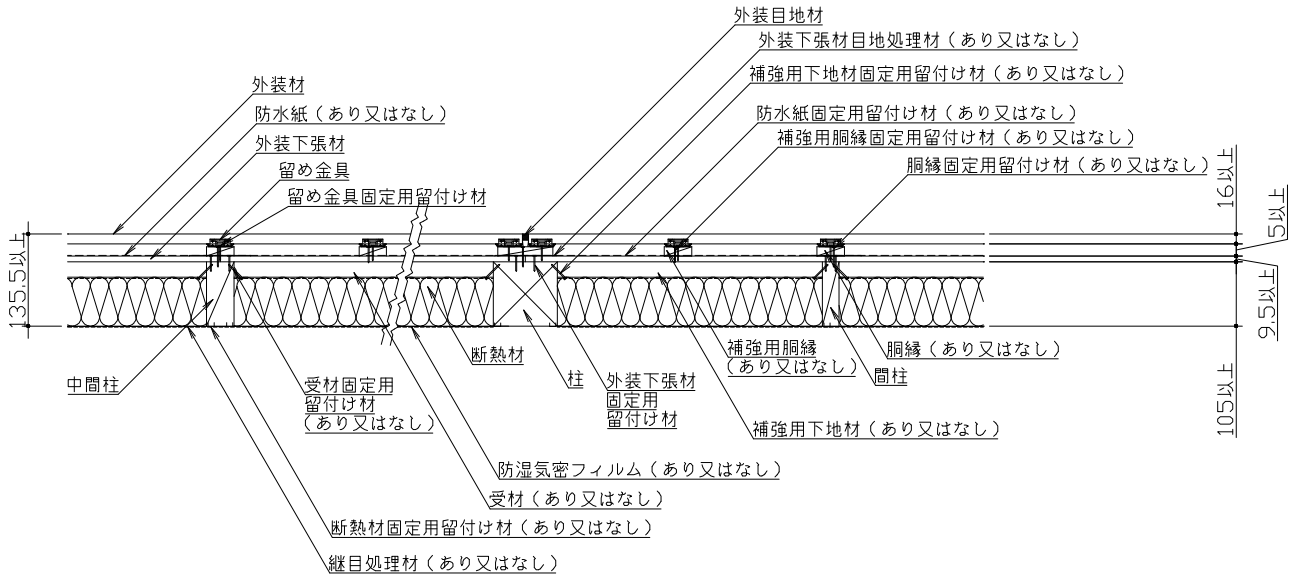


注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

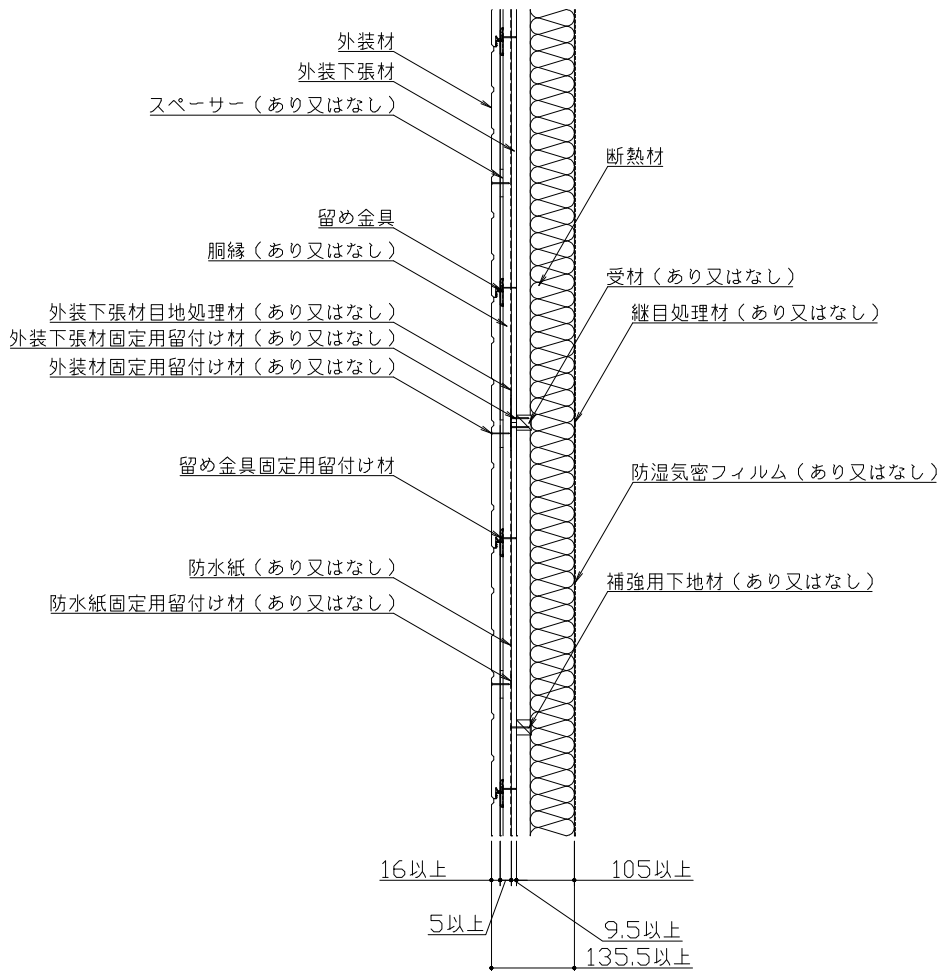
* : 本評価内容に含まない

(寸法単位:mm)

水平断面図



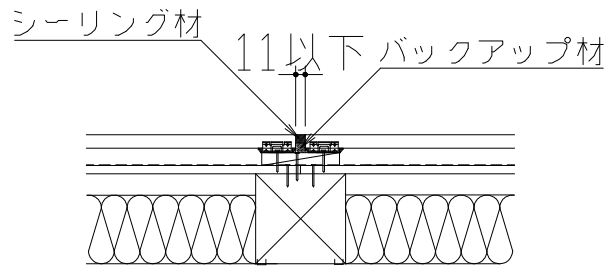
鉛直断面図



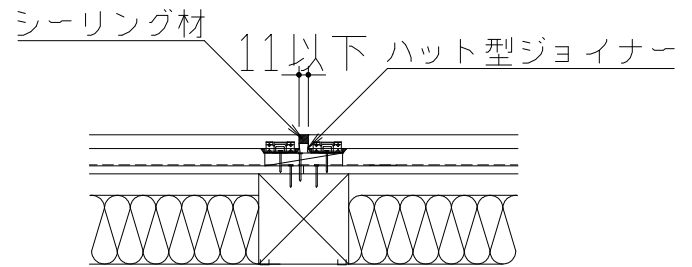
注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

外装材縦目地部の概略図

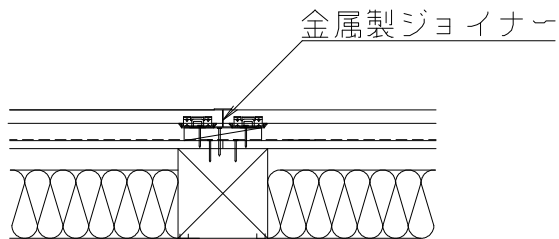
- ①目透かし目地
(シーリング材とバックアップ材の併用)



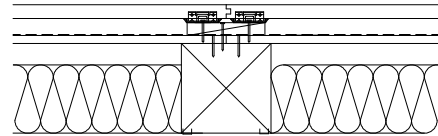
- ②目透かし目地
(シーリング材とハット型ジョイナーの併用)



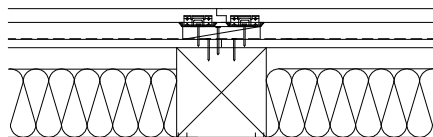
- ③金属製ジョイナー目地



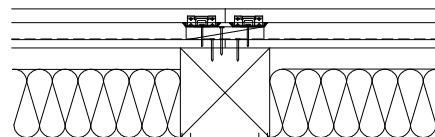
- ④本実目地



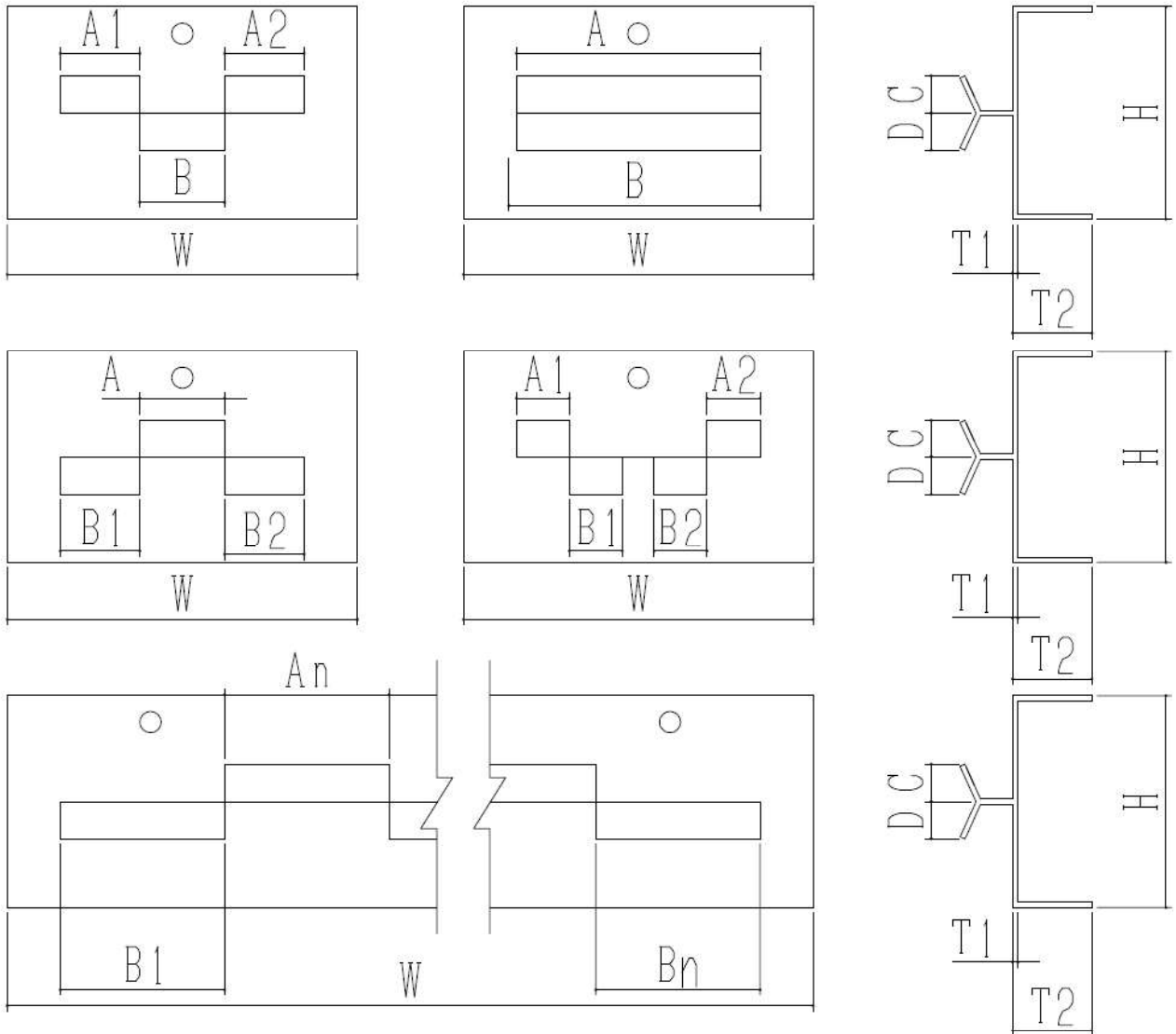
- ⑤合いじゃくり目地



- ⑥突付け目地



留め金具詳細図



$\Sigma A_n + \Sigma B_n$	C	D	H	T 1	T 2	W
$183 \pm 18 \text{mm}^2$ 以上	$6.7 \pm 0.7 \text{mm}$ 以上	$5.5 \pm 0.6 \text{mm}$ 以上	$50 \pm 5 \text{mm}$ 以上	$0.8 \pm 0.08 \text{mm}$ 以上	$5 \pm 0.5 \text{mm}$ 以上	$44 \pm 4 \text{mm}$ 以上

5. 施工方法等

〈施工図〉

4. 構造説明図と同じ

〈施工手順〉

(1) 木製下地材の組立て

柱を土台に取付ける。柱と柱の間に断面寸法が 27mm 以上×105mm 以上の間柱を 500mm 以下の間隔で配置し、土台に取付ける。この時、外装下張材の縦目地部となる位置には断面寸法が 45mm 以上×105mm 以上の中間柱又は柱を使用する。必要に応じて、受材を外装下張材の横目地となる位置に配置し、φ1.8mm 以上×L32mm 以上のくぎ等で、片側 1 本以上、柱、間柱、中間柱等を取付ける。必要に応じて、補強用胴縁を取付ける場合には、補強用下地材を配置し、φ1.8mm 以上×L32mm 以上のくぎ等で、片側 1 本以上、柱、間柱、中間柱等を取付ける。

(2) 外装下張材の取付け

外装下張材をあらかじめ現場の寸法に合わせて切断し、φ1.7mm 以上×L25mm 以上のくぎ等で、200mm 以下の間隔で木製下地材に取付ける。必要に応じて、横目地を設ける場合は、高さ 3,000mm に対して 1 本とする。

なお、外装下張材の目地部は、必要に応じて目地処理材で処理する。

(3) 防水紙の仮留め

必要に応じて、防水紙をたるみ、しわ等が生じないようにブチル系テープ等で外装下張材に仮留めする。継ぎ目の重なりは 500mm 以下とする。

(4) 胴縁の取付け

必要に応じて、胴縁は、幅 40mm 以上のものを 500mm 以下の間隔で柱、間柱及び中間柱にあたる箇所配置し、φ1.8mm 以上×L32mm 以上のくぎ等で 500mm 以下の間隔で柱、間柱、中間柱等を取付ける(必要に応じて胴縁に下穴を開ける)。なお、外装材において、縦目地を設ける箇所には、幅 80mm 以上のもの 1 列又は幅 40mm 以上のもの 2 列を配置する。

(5) 補強用胴縁の取付け

必要に応じて、補強用胴縁は、幅 40mm 以上のものを 500mm 以下の間隔で胴縁間(柱、間柱及び中間柱間)に配置し、φ1.7mm 以上×L25mm 以上のくぎ等を用いて、3,000mm 以下の間隔で補強用下地材又は受材を取付ける(必要に応じて補強用胴縁に下穴を開ける)。

(6) 外装材留め金具の取付け

外装材留め金具を胴縁、補強用胴縁、防水紙又は外装下張材の表面に、働き幅間隔でφ1.7mm×長さ 25mm 以上のくぎ等を用いて外装材を張付けながら取付ける。但し、通気層と同じ厚さの補強用胴縁を用いる場合、補強用胴縁には外装材留め金具を取付けなくてもよい。

(7) スペーサーの取付け

必要に応じて、スペーサーをブチル系テープ等で胴縁、補強用胴縁、防水紙又は外装下張材の表面に取付ける。

(8) 外装材の取付け

外装材の張り方は横張とする。外装材をあらかじめ現場の寸法に合わせて切断し、留め金具にはめ込みながら張り上げる。外装材の縦目地は、柱等の下地がある場所で合わせる。取付けは、目地通りよく、不陸、目違いのないように行う。必要に応じてφ1.8mm×長さ 32mm 以上のくぎ等を用いて、胴縁、補強用胴縁又は柱、間柱、中間柱等を取付ける。外装材の縦目地の目地処理は以下の方法で行う。

① 目透かし目地

目地幅 11mm 以下になるように外装材を取付け、バックアップ材等を併用して、シーリング材を充てん高さ 5mm 以上となるように隙間なく充てんする。

② 金属製ジョイナー目地

H 形等の金属製ジョイナーに外装材をはめ込み、外装材を留付けて押える。

③ 本実目地

外装材の重ね代及び隙間は指定寸法を確保し、表面側・裏面側のいずれかの端部を相互に密着させるように取付ける。

④ 合いじゃくり目地

外装材の重ね代及び隙間は指定寸法を確保し、上実・下実のいずれかの端部を相互に密着させるように取付ける。

⑤突付け目地

目地部において、外装材に隙間が生じないように突付けて取付ける。

(9)断熱材の挿入

断熱材を柱、間柱、中間柱等の間に挿入する。断熱材に外被材がある場合は外被材耳部をステープルで 300mm 以下の間隔で木製下地材に仮留めする。断熱材に継目部がある場合は継目処理材(防水気密テープ等)で処理する。

(10)防湿気密フィルムの取付け

必要に応じて、防湿気密フィルムをたるみ、しわ等が生じないようにステープル等で柱、間柱、中間柱等に仮留めする。

外被材のない断熱材を使用する場合は必ず防湿気密フィルムを取付ける。防湿気密フィルムに継目部がある場合は継目部を重ね合わせる又は継目処理材(防水気密テープ等)で処理する。